

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和2年6月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	地方税法の改正に伴い、ひとり親に対する個人の市民税の軽減措置等を定めるものです。	令和2年 6月議会  議案 第64号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市税の賦課徴収に関するものであるため(実施 要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	納税課 089-948- 6357
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税を引き続き実施するものです。	令和2年 6月議会  議案 第65号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市税の賦課徴収に関するものであるため(実施 要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	資産税課 089-948- 6308
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市公民館条例の一部を改正する条例	泊公民館及び由良公民館の施設に体育館を加え、使用料を徴収するものです。	令和2年 6月議会  議案 第66号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理及び金銭の徴収に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	地域学習 振興課 089-948- 6601
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、消防団員等の公務災害補償に係る補償基礎額を引き上げるとともに、障害補償年金前払一時金等の支給に係る障害補償年金の支給停止期間等の算定に用いる利率について所要の規定の整備を図るものです。	令和2年 6月議会  議案 第67号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 消防団員等の公務災害補償に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	地域消防 推進課 089-926- 9232
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等の傷病手当金の支給に係る申請書の受付を行うものです。	令和2年 6月議会  議案 第68号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 傷病手当金に係る市が行う事務に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	高齢福祉課 089-948- 6388
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	厚生労働省令の改正に伴い、放課後児童支援員の研修の実施主体に中核市の長を加えるものです。	令和2年 6月議会  議案 第69号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 放課後児童支援員の資格要件の緩和に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	子育て支援課 089-948- 6409
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	厚生労働省令の改正に伴い、家庭的保育事業等の連携施設の基準を緩和するとともに、所要の規定の整備を図るものです。	令和2年 6月議会  議案 第70号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 家庭的保育事業等の連携施設の基準の緩和に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	保育・ 幼稚園課 089-948- 6911
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

## 【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆さんの意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、必要な事項を公表する ⇒市民の皆さんの意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。